

4

災害対策本部の設置と職員配備体制

H12.10. 6	13:40	災害対策本部の設置	
		第2 配備体制とする	
	16:00	第3 配備体制(全員体制)に移行	
10. 8	17:00	夜間の職員配備を1/2体制とする	
10.13	17:00	夜間の職員配備を50人体制とし、建設部、下水道部 及び水道局は状況に応じた体制をとることとする	
10.20	17:00	第1 配備体制に移行	
		他の職員は自宅待機とする	
11. 6	9:00	災害対策本部を『米子市災害復興本部』へ移行	
		第1 配備体制を解く	
		ただし、全庁協力体制は引き続き堅持する	
12.19	6:18	震度4の地震発生	
	6:45	災害対策本部設置	被害なし
	9:00	災害対策本部解散	
H13. 2.11	9:17	震度4の地震発生	
	9:30	災害対策本部設置	被害なし
	11:00	災害対策本部解散	

災害対策本部決定事項の職員への周知（庁内広報を7回発行）

災害対策本部決定(No. 1)

平成12年10月13日 10:00現在

全職員	災害対策で庁外へ出動する場合は、必ず「米子市」の腕章をつけること。なお、腕章は、総務課に置いてあるが、数に限りがあるため、返却すること。
-----	--

窓口必置	災害関係相談窓口は、全庁内で土・日曜日も受付を行います。現在、1階正面玄関前では災害総合相談窓口が開設されており、リ災証明書受付、商工関係相談、住宅相談があります。また、相談内容によって関係課で対応することになります。
------	---

所属長	阪神・淡路大震災の記録が総務課に置いてあるので参考にしてください。
-----	-----------------------------------

（記録のリスト）

- ・ 阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録
- ・ 阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録
- ・ 阪神・淡路大震災 - 兵庫県1ヶ月の記録
- ・ 阪神・淡路大震災と神戸市の税務対応ほか税務関係資料
- ・ 阪神・淡路大震災に係る民間宅地擁壁復旧事業の記録
- ・ 阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について

災害対策本部決定(No. 2)

平成12年10月13日 14:00現在

全職員

「米子市建設業協議会」が、10月14日(土)から家屋修繕の紹介・見積り等の相談窓口を開設します。

場 所 市役所正面玄関

受付時間 9:00 ~ 17:00

市営住宅空き状況

入居可能住宅数 26戸(一部修繕中) 今後、修繕が進めば増える予定
原則、家屋が倒壊する危険がある方が対象

窓口必置

所属長

災害対策本部決定(No. 3)

平成12年10月17日 18:00現在

全職員

被害を受けた世帯に対し見舞金を支給

地震によって住家が半壊以上の被害を受けた世帯に対して米子市から見舞金を支給。

参考：鳥取県からは、一律2万円を支給。支給方法等は不明。

被害の程度	米子市	鳥取県
住家が全壊した世帯	2万円	2万円
住家が半壊した世帯	1万円	2万円

問合わせ先 長寿社会課(内156)

損壊家屋解体相談室を開設

地震によって大きな被害を受け、居住困難・修理不能となった家屋等の解体・撤去を市が行うことになり、10月17日(火)から当分の間は、203会議室に相談窓口を置きます。

注意：対象家屋等... 企業が設置する事業所及び公共公益的施設を除く
単独の門、塀を除く

問合わせ先 損壊家屋解体相談室(内203、直22-5182)

応急危険度判定業務の終了

地震発生直後の応急対応の一環として、被災建築物の安全性の判定を応急的に実施してきましたが、地震発生後10日間が経過した現在、危険度判定の申込みが減少してきたため、当初の目的を達成したものと判断し、10月20日(金)をもって終了します。

なお、住宅相談窓口は、継続して相談を受けます。

問合わせ先 建築指導室(内236)

災害対策本部決定(No. 4)

平成12年10月19日 18:00現在

全職員

災害復旧相談室の設置について
市民の支援要請に対して総合的に対応するために401会議室に
「災害復旧相談室」を設置します。

相談室が取り扱う復旧対策

建設部・都市開発部	市営住宅への受入れ 住宅再建公的扶助(住宅関連、石垣関連)...検討中
市民環境部	損壊家屋解体撤去の受付
福祉保健部	災害救助法住宅応急修理 被災高齢者等生活支援...検討中 災害援護資金貸付 被災者見舞金支給
総務部	被災者生活再建支援受付
経済部	農林水産関係の特別融資利子補給 商工業サービス関係の特別融資

相談室の設置期間 10月23日(月)から当分の間
午前8時30分～午後5時

この相談室設置に伴い、「損壊家屋解体相談室(203会議室)」及び「地震関連の相談窓口(正面玄関)」は、10月22日(日)までで、以後、災害復旧相談室に吸収されます。

り災証明受付は、これまでどおり1階・正面玄関に置きます。

災害対策本部決定(No. 5)

平成12年10月20日 12:00現在

全 職 員

職員配備体制について

本日(10月20日)午後5時から第1配備体制になります。

なお、職員はいつでも連絡のとれる体制でお願いします。

災害対策本部決定(No. 6)

平成12年10月31日 15:00現在

全職員

災害復旧相談室の専任体制について

災害復旧相談室が11月1日(水)から専任体制となり、次のとおり、それぞれの業務について専任で担当することになります。

なお、編成式は、1日午前8時20分から401会議室で執り行われます。

相談室専任担当者

総務部及び 委員会等	総務課	情報管理室長	安田 秀樹
	"	法制係長	大江 淳史
	職員課	主任	永瀬 良太
	会計課	主任	奥谷 剛
	議会事務局 農業委員会事務局	主任	恩田 英基 富田 隆
市民環境部	市民課	主任	瀬尾 尚史
	環境課	主任	川井 博巳
	清掃課	庶務係長	政木 人巳
福祉保健部	福祉課	保護第一係長	松本 剛
	長寿社会課	主任	福田 順一
	"	主事	森山 有子
	健康対策課 とっとりコンパニオンビューロー	保健係長 企画課長	松浦 裕美 前谷 覚
建設部	建築課	主任	前田 真二
	"	技師	松本 知
都市開発部	都市計画課	指導係長	山下 徹

災害対策本部決定(No. 7)

平成12年11月6日

全職員

米子市災害復興本部の設置について

鳥取県西部地震における緊急課題である災害復興対策に的確に対応するため、災害対策本部に切り換えて、新たに災害復興本部を設置しました。

- ・設置日 平成12年11月6日(月)
- ・本部長 市長
- ・副本部長 助役
- ・本部付 収入役
- ・本部員 教育長、水道事業管理者、各部長

「災害復旧相談室」は、引き続き市役所4階401会議室において市民の皆さんの相談に応じています。